

自治体とのバランスを理由に拒んでいますが、中小零細企業の看板・ひさしの道路占用料を免除すべきと思うが、どうか。

【答】看板・ひさしの道路占用料については、減免措置基準を定め、現在も減免措置を実施しており、全額免除は考えていない。



大島 芳江 議員

子育て世代の経済的支援について

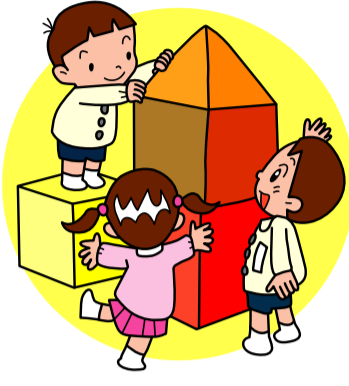
【問】子どもの命に直結し、子育て世代の経済的負担軽減にも大事な制度が、子ども医療費の助成である。我が党はこれまで、財源を示して条例提案も行った。区は財政状況を見ながら段階的に拡充するとしているが、どのような計画のもとに進めるのか明らかにされたい。

【答】平成19年度から入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大する方向で検討している。通院医療費を含めた拡充については、財政負担が大きくなることから、財政状況をみながら、今後の検討課題としていく。

認可外保育所に通う世帯へ支援せよ
 【問】子育て支援サービス利用者負担適正化審議会答申でも認可保育所、保育室等認可外保育所へ通わせる世帯への支援制度の検討が提言されている。いづどの程度の支援をどのように行うのか明らかにされたい。

【答】認証保育所等利用者への助成制度は、利用者の負担軽減と、それによる認証保育所等の利用促進のために必要な制度と

認識している。現在、平成19年度からの制度創設に向けて、助成対象・助成金額・システム開発等の検討を進めている。



公共施設再配置計画について

【問】区施設の多くが一斉に更新を迎える。我が党は、03年(平成15年)第3回定例会における代表質問で、宇都宮市で実施している施設の長寿化を行うシステムを紹介し、公共建築物長寿化基本計画の策定を提案した。区も長期保全計画策定に取り組むということだったが、どのような計画か。

また、この計画により、施設更新計画はどう変化したのか。
 【答】平成16年に長期保全計画作成要領を策定した。この計画は、建築物等の修繕・更新の標準的な周期から、改修時期や費用概算を算出できるようにしている。施設の長寿化・延命化のためには、保全基準の見直しも必要であり、今後、施設的安全性を第一義に取り組み予定である。これにより、計画的な更新の幅が広がると考えている。



三好 すみよ 議員

障害者の利用者負担を軽減せよ
 【問】国は福祉サービスの負担軽減策として、所得別の月額負担上限額を設定した。しかし、これまで無料だったものが、新たに費用がかかることになる。荒川区では、さらなる対策が必要とし、軽減措置を実施した。我が党が前議会で、独自の軽減策を求めた質問に対して、今後、国から示される政省令を考慮した上で検討していくとしたが、どのように検討したのか。

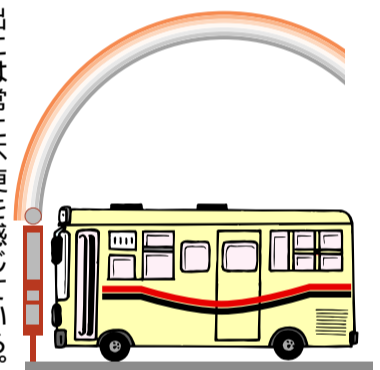
【答】区の負担軽減策は、区民税課税世帯に対する通所施設給食費の一部助成を実施している。また、区内で障害者施設を経営する社会福祉法人に対する激変緩和措置についても支援していく。ただし、一部自治体の実施している、定率負担部分の軽減策を実施する考えはない。

【問】手話通訳・ガイドヘルパー・小規模作業所等は、地域生活支援事業に移行するが、国の予算額が削減される懸念がある。この支援事業は、障害者が生活する上で、なくてはならないものである。区は、第1回定例会で、「実施状況を踏まえ検討する」としていたが、これまでと同様のサービス水準を維持していくべきと思うが、どうか。

【答】現行のサービス水準を維持することを目的とするのではなく、障害者が安心して暮らす続けるために、どのようなサービスをどのよう提供することが必要なのかという視点で、地域生活支援事業の具体化を検討していく。

【問】中川地域は交通の過疎地域で、高齢化も進んでおり、外

出には常に不便を感じている。大谷田方面から飯塚橋下を通り中川地域を抜け、亀有駅に行く



足立区議会 会民主党



野中 栄治 議員

国民保護計画の策定について

【問】国民保護法は、有事の国民の保護、救援が柱であり、災害対策基本法は自然災害時の復旧対策に重点をおいている。国民保護計画は、有事を想定した最悪の事態に向けた行動計画となる。そこで何うが、国民保護法と災害対策基本法との相違点はなにか。

【答】国民保護法は、対象を攻撃の意思を持った相手による武力攻撃等の人的災害とするが、災害対策基本法は、地震等の自然災害としている。また、国民保護法は、事象に対応する主体は国であり、避難等の対応は、都を通じて指示されるが、災害対策基本法は、対応する主体は区市町村であり、首長が対策本部を設置できる。訓練のあり方について

【問】国民保護計画が策定された際には、計画に基づき訓練を行うことになるが、防災訓練と

【問】国民保護計画が策定された際には、計画に基づき訓練を行うことになるが、防災訓練と

【問】国民保護計画が策定された際には、計画に基づき訓練を行うことになるが、防災訓練と

【問】国民保護計画が策定された際には、計画に基づき訓練を行うことになるが、防災訓練と

【問】国民保護計画が策定された際には、計画に基づき訓練を行うことになるが、防災訓練と

【問】国民保護計画が策定された際には、計画に基づき訓練を行うことになるが、防災訓練と

【問】国民保護計画が策定された際には、計画に基づき訓練を行うことになるが、防災訓練と



【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等

【問】この土地を土壌汚染対策法に基づき、指定区域とすべきと考える。その根拠の第一は、汚染物質は鉛、砒素、カドミウム、フッ素、PCBであること。第二に、土壌汚染対策法第二条の特定有害物質は、鉛、砒素等